

# 鹿屋市有機農業推進方針 (案)

令和 7 年 3 月  
鹿 屋 市

## 目 次

### I 有機農業の現状と課題

- 1 国の取組 . . . 1 P
- 2 鹿児島県の取組 . . . 3 P
- 3 鹿屋市の取組 . . . 4 P

### II 有機農業の推進に関する事項

- 1 有機農業の生産拡大に向けた取組に関する事項 . . . 6 P
- 2 有機農産物等の消費拡大・販路開拓に向けた取組に関する事項  
. . . 10 P
- 3 推進体制に関する事項 . . . 12 P
- 4 目標設定に関する事項 . . . 12 P
- 5 推進方針の期間 . . . 12 P

### 【参考資料】

- 1. 鹿屋市有機農業推進協議会設置要綱
- 2. 鹿屋市有機農業推進協議会委員名簿

## I 有機農業の現状と課題

### 1 国の取組

国は、食料・農業・農村基本法において、我が国の農業生産全体の在り方を環境負荷の低減により環境と調和のとれたものとする事としており、こうした特徴を有する有機農業<sup>(注1)</sup>についても、その推進を図ることとしている。

一方、現状では、有機農業は化学肥料及び農薬を使用する慣行栽培<sup>(注2)</sup>と比べて、病害虫・雑草による品質や収量の低下が起こりやすいこと、有機農業に対する消費者や実需者の理解が十分とはいえないことなどから、その取組は少ない状況にある。

このため、国は、2006年12月に「有機農業の推進に関する法律」、2007年4月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」を定め、生産・流通・消費の各側面から有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、有機農業の発展に向けた取組を推進している。

さらに、近年の気候変動の影響や生物多様性の低下、SDGs<sup>(注3)</sup>を

---

#### (注1) 有機農業

有機農業の推進に関する法律（2006年法律112号）において、「有機農業は化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されており、本推進方針においてもこの定義を使用する。

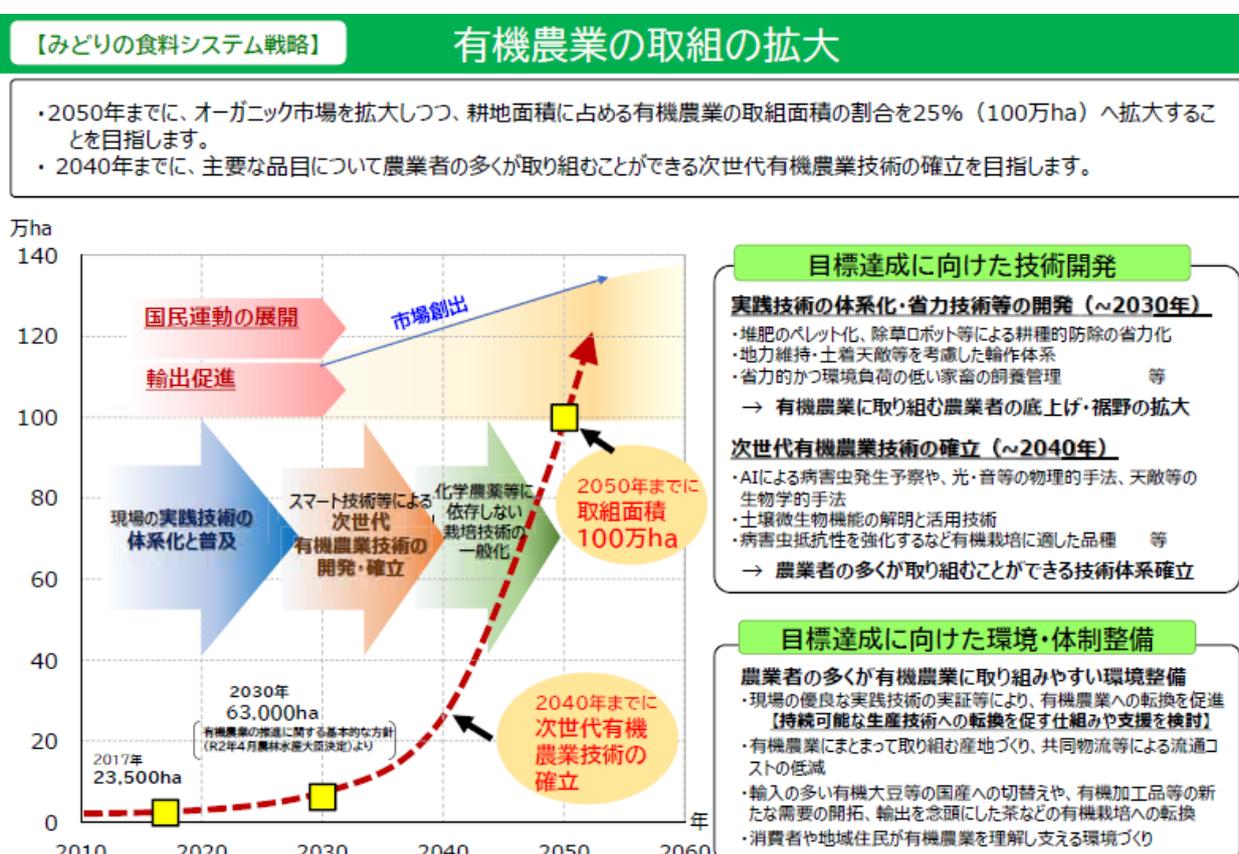
#### (注2) 慣行栽培

農薬や肥料を使用する一般的な農業生産の方法を用いて行われる栽培のこと。

#### (注3) SDGs

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されている。

はじめとする環境への意識の高まりを受け、2021年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、持続可能な農業生産体制を構築していく中長期的な観点から、2050年までに化学農薬使用量の50%低減、化石燃料等に由来する化学肥料使用量の30%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大することなどの目標を設定し、カーボンニュートラル<sup>（注4）</sup>等の環境負荷軽減に向けた取組を推進している。



出典：農林水産省

（注4）カーボンニュートラル

CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）をはじめとする温室効果ガスの「排出量」を削減する取組に加え、植林や森林管理等による「吸収量」を増加させる取組と併せて、実質的にゼロにすること。

## 2 鹿児島県の取組

鹿児島県は、農業を持続的に発展させていくため、2005年12月に定めた「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」に基づき、生産・加工・流通・消費に至る施策を一体的に展開するとともに、食の安心・安全や環境保全に対する関心の高まりなどを背景に、農業が持つ自然循環機能を維持・増進させ、農業による環境への負荷の軽減を図るため、環境との調和に配慮した産地づくりに関する施策に取り組んでいる。

また、国の「有機農業の推進に関する法律」に基づき、2008年8月に「鹿児島県有機農業推進計画」を策定し、有機農業の推進に取り組んでいる。

さらに、2020年4月には、国がSDGsへの貢献や、有機農産物の需要に応じた生産等の考え方を整理し、「有機農業の推進に関する基本的な方針」の見直しを行ったことから、県においても2021年3月に「鹿児島県有機農業推進計画」の改定を行い、環境と調和した農業の一翼を担う有機農業の一層の推進を図ることとしている。

### 3 鹿屋市の取組

#### (1) 現状と課題

本市における環境保全型農業の取組については、2015年2月に策定した「第1次かのや農業・農村戦略ビジョン」に基づき、関係機関・団体と連携しながら、耕畜連携<sup>(注5)</sup>を基本とした飼料用米やWCS<sup>(注6)</sup>の生産、家畜排せつ物由来の良質堆肥<sup>(注7)</sup>などの地域資源を生かした環境に優しい循環型農業の推進に取り組んできている。

さらに、2023年3月に策定した「第2次かのや農業・農村戦略ビジョン」においても、国の「みどりの食料システム戦略」の策定や、SDGsへの関心の高まりを踏まえ、基本施策の一つとして環境保全型農業の推進を位置づけており、関係機関・団体と連携しながら、化学農薬・肥料の使用低減や有機農業の拡大、耕畜連携による環境に配慮した農業の推進等に取り組んできている。

しかしながら、有機農業については慣行栽培と比べて、一般的に病害虫・雑草対策に要する労働時間や生産コストの大幅な増加等を伴うこと、有機農業に対する消費者や実需者の理解が十分に進んでいないこと、有機農産物の販路が限られていることなどの課題も多く、有機農業に取り組む農業者や生産面積は少ない状況にある。

---

#### (注5) 耕畜連携

畜産農家が供給する堆肥を利用して、耕種農家が野菜や飼料等を生産し、生産した飼料を畜産農家へ供給する、畜産農家と耕種農家の連携のこと。

#### (注6) WCS

稲の穂と茎葉を一緒に刈り取ってロール状に成型したものを、フィルムでラッピングして乳酸発酵させた牛の飼料のこと。

#### (注7) 良質堆肥

発酵途中の堆肥ではなく、完熟している堆肥のこと。

## (2) 鹿屋市有機農業推進方針の位置づけ

本推進方針は「第2次かのや農業・農村戦略ビジョン」に基づき、本市における有機農業の課題解決に向けた取組を推進するための基本的な方針として位置づけるものである。

なお、本推進方針は、慣行栽培から有機農業への転換を強制するものではない。また、慣行栽培や有機農業に関わらず、農業者の自主性や主体性を妨げるものではない。

### 第2次かのや農業・農村戦略ビジョン（2023年3月策定）における環境保全型農業（有機農業等）の位置づけ

#### 【基本施策】

#### 1 担い手の育成

- (1) 新規就農者や農業後継者の確保・育成
- (2) 多様な担い手の確保・育成

#### 2 生産基盤の強化

- (1) 農地の集積・集約
- (2) 荒廃農地・遊休農地の解消
- (3) 生産力の高い基盤の整備
- (4) スマート農業の推進
- (5) 安心安全な農産物の安定供給

#### 3 農村環境の保全

- (1) 環境保全型農業の推進
- (2) 多面的機能の維持・発揮
- (3) 鳥獣被害対策

#### 4 加工・流通・販路開拓

- (1) 農産物・加工品の販売促進
- (2) 地域6次産業化の推進
- (3) 食・農との関わりの強化



## Ⅱ 有機農業の推進に関する事項

### 1 有機農業の生産拡大に向けた取組に関する事項

#### (1) 栽培技術等に関する事項

有機農業では病害虫・雑草対策等が課題であり、温暖・多湿な気候である本市においては、冷涼な地域と比べて労働時間や生産コストの大幅な増加等を伴うことから、有機農業の栽培技術の普及と生産拡大に向けては、関係機関・団体等と連携しながら以下の取組を推進する。

#### ① 土壌分析による環境に配慮した土づくりの推進

化学肥料を使用しない有機農業においては、良質堆肥や緑肥等を活用した土づくりが特に重要であることから、土壌の養分状態を適切に把握するための土壌分析による有機質肥料<sup>(注8)</sup>等の適正使用に取り組み、環境に配慮した土づくりによる環境負荷や生産コストの低減を推進する。

#### ② 有機農業の栽培マニュアル等を活用した推進

県が作成した「有機農業の技術マニュアル」や「有機農業の手引き(有機百培)」等を活用しながら、県の有機JAS指導員など関係機関・団体等と連携した栽培技術指導等を行う。

---

(注8) 有機質肥料

油粕や魚粉、牛糞等の植物又は動物性由来の資源を原料とする肥料のこと。

### ③ 補助事業等を活用した省力化機械等の導入支援

有機農業では、病虫害・雑草対策に多くの労力を要することから、スマート農業機械等の導入による労働時間の低減を図るため、国・県補助事業等の積極的な活用を支援する。

#### <導入が想定されるスマート農業機械等>



リモコン草刈機



自動操舵システム



自動水管理システム

※今後、国の研究機関等による技術開発の動向を注視しながら農業者等に情報提供を行う。

### ④ 労働力の確保支援

有機農業における労働力の確保に向けては、農業者と働き手を繋ぐマッチングアプリ等を活用した多様な人材の確保や、農福連携<sup>(注9)</sup>の活用について、関係機関・団体等と連携して支援する。

---

(注9) 農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。

## ⑤ 農地の確保等

有機農業の取組面積を効率的に拡大するため、「地域計画」<sup>(注10)</sup>等を踏まえて、農地と有機農産物の集積・集約化を促進する。

### (2) 農業者への普及・啓発に関する事項

有機農業に取り組む農業者数や生産面積を拡大するための普及・啓発については、関係機関・団体等と連携しながら以下の取組を推進する。

- ① 市ホームページやSNS<sup>(注11)</sup>などの広報媒体やセミナー等を通じた有機農業の取組事例等の紹介
- ② 有機農業の栽培マニュアル等の紹介
- ③ 有機農業に関する補助事業等の紹介
- ④ 農薬取締法等に基づく農薬の適正使用や飛散防止対策に関する周知

---

#### (注10) 地域計画

地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を目標地図として明確化するもので、概ね10年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを示した計画のこと。

#### (注11) SNS

ソーシャル・ネットワーク・サービスの略で、インターネットを通じて、交流や情報等を共有するためのもので、企業や団体のマーケティングや情報発信の手段の一つとしても活用されている。

### (3) 推進品目に関する事項

本市は、台風や桜島降灰の被害を受けやすい地域であることから、さつまいも、ごぼう、にんじん等の根菜類が多く栽培されている。一方で、ピーマンやきゅうり、花き等の施設栽培に加え、茶、水稲、飼料作物など多様な作物が栽培されている。

このようなことから、有機農業においても、本地域の気象条件等に適した品目を中心に生産に取り組むこととする。

また、推進品目については、国の研究機関等の情報や需要動向等を注視し、関係機関・団体等と連携しながら柔軟に対応する。

## 2 有機農産物等の消費拡大・販路開拓に向けた取組に関する事項

有機農産物等の消費拡大・販路開拓を図るためには、有機農業者や農業団体等と市内外の流通業者、販売業者等が連携・協力し、多様なニーズに即した取組を進めることが重要であることから、消費者が身近に有機農産物等を手入手できるよう、販路開拓や販売機会の多様化に向けて、以下の取組を推進する。

### (1) 有機 J A S 認証<sup>(注 12)</sup> の普及

有機農産物等を販売する実需者ニーズへの対応や、消費者が明確に有機農産物等であることを認識し購入する手法として、有機 J A S 認証の普及・啓発に取り組むとともに、農産物や加工品における有機 J A S 認証の取得を促進する。



有機 J A S マーク

---

(注 12) 有機 J A S 認証

J A S 法に基づき、農薬や化学肥料等の化学物質に頼らないことを基本として、有機 J A S に適合した生産が行われていることを、第三者機関が検査して認証する制度のこと。認証された事業者は「有機 J A S マーク」を使用することができる。

## **(2) 市内外の流通業者・販売業者等との連携**

市内外の有機農産物等の流通業者やスーパー・直売所、飲食店等と連携し、市内で生産された有機農産物等の消費拡大や販路開拓を推進する。

## **(3) インターネット販売等の活用推進**

有機農産物等の産直通販サイト等を活用したインターネット販売や、ふるさと納税制度の活用により、有機農産物等の消費拡大や販路開拓、販売機会の多様化を推進する。

## **(4) 消費者への理解促進**

農業者や実需者、その他の関係者等と連携しながら、有機農業や有機JAS認証の表示制度、有機農産物等の価格に対する消費者への理解促進を図る必要があることから、以下の取組を推進する。

- ① **有機農業に関するイベントの開催や市農業まつり等における情報発信**
- ② **市ホームページやSNSなどの広報媒体やセミナー等を通じた有機農業の取組事例等の紹介**
- ③ **市民ふれあい農園<sup>(注13)</sup>や学校教育現場等における有機農業に関する学習機会の創出**

---

(注13) 市民ふれあい農園

市が貸出す農園で、市民が自ら農作物を生産・消費することで農業への理解促進や地産地消の取組と、無農薬栽培による環境保全型農業を実践するもの。

## **(5) その他**

有機農産物等の市内学校給食や医療福祉施設等での利用促進、実需者からの有機農産物等の需要に関する情報の収集や農業者等への提供を行い、有機農産物等の消費拡大や販路開拓を推進する。

### **3 推進体制に関する事項**

本市における有機農業の推進については、鹿屋市農林商工部農政課が中心となり、関係機関・団体等と連携しながら推進することとする。

なお、推進にあたっては、「鹿屋市有機農業推進協議会」に、取組状況等を報告し、有機農業の取組や課題等について協議・検討を行うこととする。

### **4 目標設定に関する事項**

本推進方針は「第2次かのや農業・農村戦略ビジョン」に基づき、有機JAS取組面積を2022年の46haから、2032年までに156haとすることを目標とする。

### **5 推進方針の期間**

本推進方針は、概ね10年間の方針とするが、農業を取り巻く情勢や、関連する計画等の内容を踏まえ、5年後を目途に必要な応じて見直しを検討する。

## 鹿屋市有機農業推進協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律112号）第3条に規定する基本理念にのっとり、本市の農業特性を踏まえ、有機農業の生産拡大等に向けた基本的な方向性を検討し、課題解決等に向けた鹿屋市有機農業推進方針を作成し、有機農業の推進を図るため、鹿屋市有機農業推進協議会を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (協議する事項)

第2条 協議会は次の事項について検討等を行う。

- (1) 鹿屋市有機農業推進方針の作成に関すること。
- (2) 有機農業の振興に関すること。
- (3) 有機農業の推進に向けた関係機関・団体等との連携に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

### (参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 生産者（農業者）
- (3) 流通・販売・実需者（JA、量販店等）
- (4) 有機JAS認証機関
- (5) 関係行政機関
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (運営)

第4条 協議会に協議会を進行する会長を置き、会長は、学識経験者をもって充てる。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (守秘義務)

第5条 協議会の参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、農林商工部農政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

鹿屋市有機農業推進協議会委員名簿

	項目	所属及び役職	氏名
1	学識経験者	鹿児島大学 農学部 教授	豊 智行
2	生産者	有限会社 有島製茶(茶)	門之口 隆
3		前田農園(露地野菜)	前田 高志
4		有限会社 丸商(施設野菜)	東平 祐也
5		株式会社 ライスセンターふくもと(水稲)	福元 健作
6	流通・ 販売・ 実需者	かごしま有機生産組合 代表	有馬 亮
7		イオン九州株式会社 食品コーディネーター部 MGR	福山 博久
8		JA鹿児島きもつき 園芸農産部 部次長	森 卓也
9		JA肝付吾平町 営農指導課 課長	中村 正一
10		JAそお鹿児島 営農指導課 課長	山形 将
11	有機JAS 認証機関	NPO法人鹿児島県有機農業協会 常務理事	園山 宗光
12	関係機関	九州農政局 鹿屋駐在所 地方参事官	佐々木 勝憲
13		大隅地域振興局 農政普及課 技術補佐	濱崎 正樹
14		鹿屋市 学校教育課 課長	新屋 公彦
15		鹿屋東中学校 栄養教諭	間宮 紗矢香